

●会員に対する処分の執行について

会則第49条第6項の規定に基づき、当該会員に対して、下記のとおり処分を執行しましたので、会則第53条第2項の規定によりその旨を公表します。

1. 処分を受けた会員

岩永 省吾 会員（登録第16433号）

2. 処分の種別

退会

3. 処分の理由の概要

当該会員は、会則第35条及び第143条に規定する会費を、令和5年5月から令和6年7月分まで15か月分（計22万5千円）を滞納した。

4. 処分の執行日

令和6年10月16日